

別紙 上三川町地域強靱化実行計画

推進方針	概要	取り組み事項	担当課 (複数の場合は 建制順)	施策の実績 (現状)	指標・目標の名称	現状 (R1)	目標 (R3)	実行計画 (具体的な事業)
(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等								
①自主防災組織の推進・強化	町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図るとともに、災害時に、自主防災組織によって初期消火等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、自主防災組織が行う防災訓練に消防団員を派遣し、又は石橋地区消防組合に消防職員の派遣を依頼し、実践的な消火訓練や救助訓練等を実施するなど、地域の防災力の強化を図ります。	・未設置自治会への自主防災組織の設立支援	総務課	自主防災組織設立説明会の実施	自主防災組織普及率	23組織/ 全自治会数	29組織/ 全自治会数	未設立自治会への個別説明
		・自主防災組織における防災訓練等の実施	総務課	自主防災組織における防災訓練等の実施	各種事業の実施	9組織	12組織	事業実施に向けた説明
②住民に対する防災意識の高揚	ハザードマップや地域防災計画を適宜見直し、防災思想の普及徹底及び消防体制の充実によって、災害の未然防止及び軽減を図ります。	・ハザードマップの作成・周知及びマイタイムラインの作成推進	総務課	防災マップの各戸配布	町広報紙の活用	未実施	実施	防災マップに係る記事の掲載
		・地域防災計画の見直し・周知	総務課	平成26年1月に策定済	地域防災計画の見直し	未実施	実施	地域防災計画の改訂
③物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備します。また、町の備蓄品だけでは不足する場合に必要な食料や生活必需品の供給が受けられるよう、各企業や事業所と応援協定を締結していますが、今後も他の関係機関と物資の供給に関する協定を締結するなど災害時の物資体制を整備します。	・食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備	総務課	備蓄計画に基づく整備	備蓄品整備率 (備蓄計画進捗率)	60% (3年目)	100% (以降も継続)	備蓄整備及び見直し
		・医薬品、医療救護資機材等の備蓄、調達体制の整備	総務課 健康福祉課	栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会において連携中	避難所用の災害時医薬品整備	未整備	整備	避難所用の災害時医薬品整備
		・防災用資機材の備蓄、調達体制の整備	総務課	自主防災会における資機材購入費補助	防災用の資機材整備率	21.7% (5組織/23組織)	27.50%	自主防災組織における防災資機材の整備推進
		・物資・資機材等備蓄スペースの確保	総務課	・学校や公民館など避難所となるべく施設の空きスペースの確保 ・具体的な(いつどこでだれが行うか等)実施計画書の整備	備蓄品保管場所の確保	1箇所	4箇所	学校、コミセンなどの公共施設の空きスペースを活用
④消防団の活性化の推進	消防団は、災害時には消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしています。このため、町は、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図ります。	・消防団施設整備	総務課	消防団機械器具置場・詰所及び車両更新計画に基づく整備を実施	更新計画や修繕計画の見直し	未実施	実施	消防団員詰所の修繕やポンプ車更新等
		・消防団員自動車運転免許取得の補助	総務課	H29年3月12日以前に取得した普通運転免許保持者が消防車両を運転できるよう免許取得にかかる費用を補助する	準中型免許の取得費補助	未実施	実施	普通運転免許保持者の準中型免許取得
⑤防災・避難体制の整備	町は、すでに避難施設(福祉避難所を含む。)を指定していますが、場所や備蓄品の量については、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化など、状況に応じて適宜見直すものとします。また、防災マップや広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあつた際の注意事項、避難場所への持出品等、避難に必要な知識の周知徹底に努めます。	・避難場所の整備・見直し	総務課	—	避難場所の見直し	未実施	実施	浸水想定区域を考慮した安全な避難所の検討
		・避難に関する知識の周知徹底	総務課	広報・ホームページや防災マップで周知	町広報紙などによる避難所の周知	未実施	実施	福祉避難所やペットとの避難等の記事の掲載
⑥災害対策本部の強化	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図ります。さらに、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施します。また、災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなりますが、非常時の優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となるよう、業務継続計画(BCP)を策定します。	・災害対策本部機能の強化	総務課	平成26年に地域防災計画を改訂	災害対策本部の訓練実施	未実施	実施	各部署との調整や職員の研修
		・上三川町の業務継続計画(BCP)の策定	総務課	未策定	業務継続計画を策定する	未策定	策定	各部署との調整や職員の研修
(2) 住宅・都市・土地利用								
①建築物の安全性の強化	災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進します。 公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、安全性の強化を図るとともに、耐震改修整備を計画的・効果的に推進します。 なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業5箇年計画により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図ります。 その他に必要な想定される住宅の耐震化、ブロック塀等の倒壊防止等の安全対策を推進します。	・老朽化建築物(一般建築物)に対する助成事業の促進	建築課	木造住宅の耐震診断・耐震改修・耐震建替の助成 平成30年度 耐震診断(2件)、耐震改修(1件)、耐震建替(1件)	民間住宅耐震診断・改修等助成件数	診断2件、建替3件	診断3件、改修・建替3件	住宅等の耐震普及ローラー作戦、広報等による周知等
		・ブロック塀の倒壊防止に対する助成事業の促進	建築課	民有地における危険性のあるブロック塀等撤去費用の助成 実績なし	ブロック塀等撤去費用助成件数	0件	3件	住宅等の耐震普及ローラー作戦、広報等による周知等
②都市公園事業の推進	大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保します。	・市街地における都市公園の整備	都市建設課	市街地の整備に合わせて都市公園を適切に配置	一時避難所としての都市公園の整備	26箇所	27箇所	富士山南公園の整備
③河川の強靱化	本町には、鬼怒川、田川、江川、武名瀬川、篠郷川の5本の一級河川が存在し、国・県において整備を進めています。町内の河川は、農地の多面的機能の低下等により雨水の貯留能力が低下し、台風や集中豪雨の際は浸水等の被害が発生していることから、今後は危険箇所の改修を進めます。	・河川の強靱化	都市建設課	普通河川の未整備箇所の改修について、整備中	主要普通河川の改修率	0.71	0.73	河川整備事業(詳細は後述)
④上下水道施設の耐震化	町は、水が住民の生命維持に必要な不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、水道施設の耐震化を図ります。また、下水道施設についても、ストックマネジメント計画により施設の長寿命化に伴う改築、更新に合わせた耐震化を図ります。	・水道施設(管路)の耐震化	上下水道課	これまで地震による施設の被害は生じていないこともあり、管路の耐震化は進んでいない。	管路の耐震適合率	26.9%	29.0%	老朽化による更新に併せ、耐震化を図る。
		・下水道施設の耐震化や老朽化対策	上下水道課	R1、2のストックマネジメント計画により施設の長寿命化に伴う改築、更新に合わせて耐震化を実施する。	管路の耐震診断実施率	0%	100%	耐震簡易診断設計を実施し、重要路線とその他路線を選定し改修計画を策定する。その後、詳細診断設計委託により改修工事を実施していく。

別紙 上三川町地域強靱化実行計画

推進方針	概要	取り組み事項	担当課 (複数の場合は 建制順)	施策の実績 (現状)	指標・目標の名称	現状 (R1)	目標 (R3)	実行計画 (具体的な事業)
(3) 保健医療・福祉								
①感染症の予防	町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する予防策を実施します。	・定期予防接種や狂犬病予防接種の推進	地域生活課	①定期予防接種の実施 ②任意予防接種への助成 ③その他予防接種に関する情報提供	狂犬病予防接種率の向上	90.3% (H30年度)	95%	・集団注射の引き続きの実施。 ・広報紙、HPでの周知。
			健康福祉課		感染症等の早急な情報収集及び情報提供体制の確立	未確立	確立	被災者等への早急な情報提供体制の確立
			子ども家庭課		①予防接種法に基づく予防接種「MRワクチン」1期・2期各接種率 ②接種費用助成の周知 ③未接種者への勧奨通知	①1期96.7%、2期100% (H30) ②随時 ③年2回	①1期98%以上、2期100% ②随時 ③年2回	健康カレンダー、チラシの配布 年3回の勧奨通知
		・浸水被害地域の消毒体制の整備	健康福祉課	家屋が浸水した場合は細菌やカビが繁殖しやすくなり感染症にかかるおそれがあるため、薬品を使用した消毒を実施する。	災害発生から消毒実施までの期間の短縮	15日後	短縮	協定締結等による実施体制の確立
②医療救護体制の整備	大規模な自然災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図ります。	・初期医療体制の整備	健康福祉課	栃木県保健医療調整本部との体制強化	連絡・要請体制の確立	未確立	確立	町内状況の確実な把握のための庁内体制整備
		・後方医療体制等の整備	健康福祉課	栃木県保健医療調整本部との体制強化	連絡・要請体制の確立	未確立	確立	町内状況の確実な把握のための庁内体制整備
		・医療救護活動 (DMAT等) の応援要請	健康福祉課	栃木県保健医療調整本部との体制強化	連絡・要請体制の確立	未確立	確立	町内状況の確実な把握のための庁内体制整備
③避難行動要支援者への対応	災害時の一連の行動に対して支援を必要とするひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者などの「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図ります。	・避難行動要支援者名簿等作成及び避難誘導・搬送体制の強化	総務課 健康福祉課	避難行動要支援者名簿台帳リストは作成済みだが、関係機関や自主防災組織との情報共有実績はない	要支援者の登録率	54%	増加	対象者の抽出及び周知
		・社会福祉施設等における安全性並びに緊急連絡体制の確保	健康福祉課	社会福祉施設等は建築物日常点検マニュアルにより点検しているが、連絡体制は一部確立されていない。	連絡体制の確立	一部未確立	確立	対象施設との協議実施
		・福祉避難所の確保	総務課 健康福祉課 子ども家庭課	いきいきプラザを福祉避難所として指定、及び福祉避難所として3か所協定締結	締結の見直し	未実施	実施	対象施設との協議実施
(4) 産業・エネルギー・環境								
①企業の強靱化支援	大規模な自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥りにくくするためには、地域の経済力の強化が重要な要素であり、上三川町の強みや特性を生かした産業振興や、町内企業の大半を占める中小企業・小規模企業に対する支援等の力強い企業の育成に平素から取り組む必要があります。	・企業の業務継続体制整備の支援	商工課	町HP上に、国、県の策定に関する情報を掲載し周知を図っている。	国、県、関係機関等が主催するBCP策定セミナー等への参加企業数	0	3	関係機関等との連携
		・被災企業等への金融支援 (セーフティネット) の確保とその周知	商工課	町HP上に掲載 (随時)	被災企業等への周知	適宜	適宜	関係機関等との連携
②災害廃棄物の適正な処理	建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理に関する計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努めます。	・災害廃棄物処理に関する計画の策定及び継続的な見直し	地域生活課	令和2年3月の完成を目標として策定中	災害廃棄物処理に関する計画の策定	策定中	策定済	—
(5) 情報通信・交通・物流								
① 情報収集及び伝達体制の整備・強化	災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じるとともに、通信ルートの複数化に努めます。	・的確な情報集手段の確保・運用の習熟	総務課 企画課	県防災行政ネットワークや防災無線を活用した情報収集	防災行政無線訓練の実施	未実施	実施	日常的に防災行政無線を使用できるよう毎年講習会を行う。
		・住民への情報伝達手段の多重化	総務課 企画課	住民への伝達手段 町HP、かみたんメール、とちぎテレビデータ放送、ツイッター、facebook、LINE 平成28～H29年にデジタル移動系防災無線を整備	情報伝達のための新たな手段の検討	継続見直し	継続見直し	時代の潮流に合わせた情報伝達手段の見直し・検討
② 道路の防災減災対策	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できるよう、危険箇所等の防災対策を進めます。また、町内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努めます。	・避難経路の安全確保	都市建設課	バリアフリー、災害に強い構造を考慮した整備	道路整備延長	800m	2760m	道路整備事業 (詳細は後述)
		・速やかな道路復旧体制の整備	都市建設課	業務委託契約締結により緊急の対応は可能	被災箇所の復旧対応強化	委託業務等により対応	委託業務内容改善による管理等の強化	業務内容の再確認、連絡体制の強化
		・浸水箇所の対策	都市建設課	道路アンダーの冠水センサーは設置済みだが、事故を未然に防ぐための適切な運用・機器の維持管理が必要	冠水箇所の管理及び対応強化	委託業務等により対応	委託業務内容改善による管理等の強化	業務内容の変更及び、連絡体制の強化
③管理橋梁の耐震化・老朽化対策	災害発生時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進します。	・管理橋梁の耐震化	都市建設課	管理橋梁の耐震化の推進	橋梁耐震化計画の検討	未整備	計画策定	橋梁耐震化計画の検討
		・橋梁の長寿命化の推進	都市建設課	管理橋梁の長寿命化の推進	長寿命化修繕済橋梁の数	6橋	8橋	橋梁長寿命化修繕計画

別紙 上三川町地域強靱化実行計画

推進方針	概要	取り組み事項	担当課 (複数の場合は 建制順)	施策の実績 (現状)	指標・目標の名称	現状 (R1)	目標 (R3)	実行計画 (具体的な事業)
(6) 農林水産								
①農業共同利用施設管理体制の整備	農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物集出荷施設、種苗生産施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図ります。また、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めます。	・農業共同利用施設の管理体制の強化	農政課	定期的な点検に基づく平常時からの適切な施設管理	定期的な点検の実施	実施	実施	J A と連携を密にし、管理体制の強化を図る
②生産基盤等の災害対応力の強化	食料の安定供給を確保するとともに、生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、水利施設等の整備・耐震化などの防災対策を推進します。	・農道の整備	農政課	定期的な点検に基づく施設の改修工事等	農道の定期的な点検	1回/年	2回/年	都市建設課と連携した道路点検
		・農業にかかる生産基盤等の災害対応	農政課	定期的な点検に基づく施設の改修工事等（県単土地改良事業等）	土地改良施設維持管理計画（長寿命化計画）の作成	未作成	作成	土地改良区と連携した土地改良施設維持管理計画（長寿命化計画）の作成
③森林の適切な整備保全	災害の発生や被害の抑制を図るため、森林等有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動を推進します。	・地域の共同活動による森林の保全活動の推進	農政課	里山林整備事業実施団体数：2団体	里山林整備事業実施団体数	2団体	3団体	里山林整備事業に係る普及啓発
(7) 教育・文化								
①学校や幼稚園・保育所等における児童・生徒の安全確保	学校安全計画及び危機管理マニュアルは、全ての学校において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ見直しを行います。また、計画やマニュアルに基づき、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に関する研修などの防災対策を実施します。また、幼稚園・保育所等への災害対策の指導・助言を行います。	・各学校における学校安全計画の策定・見直し	教育総務課	①学校安全計画、②警備及び防火計画（策定済み）	①計画の見直し ②計画の見直し	① 0校 ② 0校	①10校 ②10校	計画見直しを依頼
		・児童・生徒・教職員の防災対策の実施及び指導	子ども家庭課 教育総務課	各種防災訓練や避難訓練等の実施年2回 保護者への引き渡し訓練実施 年1回	①避難所等となる学校の活動及び内容の報告 ②緊急時連絡の再確認 ③学校支援ボランティアへの協力依頼	①-③0校	①-③10校	各種防災避難訓練の実施等学校支援連絡体制の構築
		・通学路の安全確保	教育総務課	通学路の点検を2年に1度実施	①情報提供 ②危険箇所の情報提供	①10校 ②随時	①10校 ②随時	合同点検の実施 危険箇所の把握、対応
		・施設の耐震化及び避難所施設（学校体育館等）の整備・改修	子ども家庭課 教育総務課	保育所等：耐震基準未達の民間施設があるため、建替えを促進する。 学校：R2年度に長寿命化計画個別計画の策定及び計画的な改修	耐震基準未達の施設数 ①施設の状況確認 ②改修の計画的実施	2 ①-②0校	0 ①-②10校	保育所施設建替え費用の一部助成 長寿命化計画個別計画の策定及び計画的な改修の実施
②文化財の保護	町や文化財所有者は、文化財の防災対策を進め、実践的な消防訓練等防災対策を実施するとともに、伝統・文化が保護継承されるよう、平時から体制の構築に努めます。	・文化財の保護・保全	生涯学習課	文化財の修復事業については、2年に1件程度補助を実施。民俗文化財に対する助成については5年に1件程度実施。	防火・防災設備の設置及び保守点検に対する補助、民俗文化財助成申請者数	1件/年	1件/年	指定文化財に対する防火・防災対策の必要を周知するとともに、
		・文化財の防火対策	生涯学習課	1月26日の文化財防火デーに合わせ、周知啓発の文書とポスターを送付。	防火の必要性の周知啓発	1回/年	2回/年	指定文化財保護管理事業交付金の交付の際の、所有者訪問に際し、啓発文書を配布する。

(2) - ③河川の強靱化

・河川の強靱化

対象施設等	対象箇所名等
普通河川	赤沢川
普通河川	井川
普通河川	武名瀬川

(5) - ②道路の防災減災対策

・避難経路の安全確保

対象施設等	対象箇所名・事業費等
町道2-22号線	上三川工区（全体事業費：106百万円、完成時期：R 3 予定）
町道1-12号線	三村工区（全体事業費：180百万円、完成時期：R 2 予定）
町道1-12号線	五分一工区（全体事業費：200百万円）
町道2-11号線	多功工区（全体事業費：100百万円、完成時期：R 4 予定）
町道4-366号線	上三川工区（全体事業費：112百万円）
町道3-123号線	石田工区（全体事業費：300百万円、完成時期：R 3 予定）
町道2-09号線	上蒲生工区（全体事業費：120百万円）